

広島県告示第百二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を廃止した事業所	廃止年月日
	ウエルビイ株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一―号		
	名 称	所 在 地		
	サンキ・ウエルビイ介護センター竹原	竹原市中央三丁目二番二―号		平成二〇年九月三〇日